



経営倶楽部



創業者・個人事業主が注意すべき インボイス制度と 改正電子帳簿保存法について

インボイス制度とは「適格請求書保存方式」のことで、登録事業者は所定の記載要件を満たした「適格請求書(インボイス)」の発行または保存により、消費税の仕入額控除を受けることが可能になります。インボイス制度は2023年10月1日からスタートします。

電子帳簿保存法とは、国税関係(法人税法や所得税法)の帳簿や書類を電磁的記録(電子データ)で保存することを認める法律です。これらの制度について、わかりやすく解説いたします。

BusiNest経営倶楽部(会員・アルムナイ限定)セミナー

9月28日(水) 18:00 ~ 19:30

オンライン開催

講師：鳥飼 大亮 氏

中小企業診断士 / 中小機構 BusiNestサポーター
中小企業診断士協会三多摩支部

【お申込み】 E-mail : businest@smrj.go.jp